

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2025年8月29日野村米国株式S&P500  
インデックスファンド  
(確定拠出年金向け)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

| 商品分類    |        |                   |         | 属性区分                         |      |        |               |       |                    |
|---------|--------|-------------------|---------|------------------------------|------|--------|---------------|-------|--------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ | 対象インデックス           |
| 追加型     | 海外     | 株式                | インデックス型 | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | 北米     | ファミリー<br>ファンド | なし    | その他 <sup>(注)</sup> |

(注) (S&P 500<sup>®</sup> (配当込み、円換算ベース))  
\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)  
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年7月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：65兆8662億円（2025年6月30日現在）

この目論見書により行なう野村米国株式S&P500インデックスファンド（確定拠出年金向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月28日に関東財務局長に提出しており、2025年8月29日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

S&P 500<sup>®</sup>（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

外国の株式（DR（預託証券）※<sup>1</sup>を含みます。）を実質的な主要投資対象※<sup>2</sup>とします。

※<sup>1</sup> Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※<sup>2</sup> 「実質的な主要投資対象」とは、「S&P 500指数連動型マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

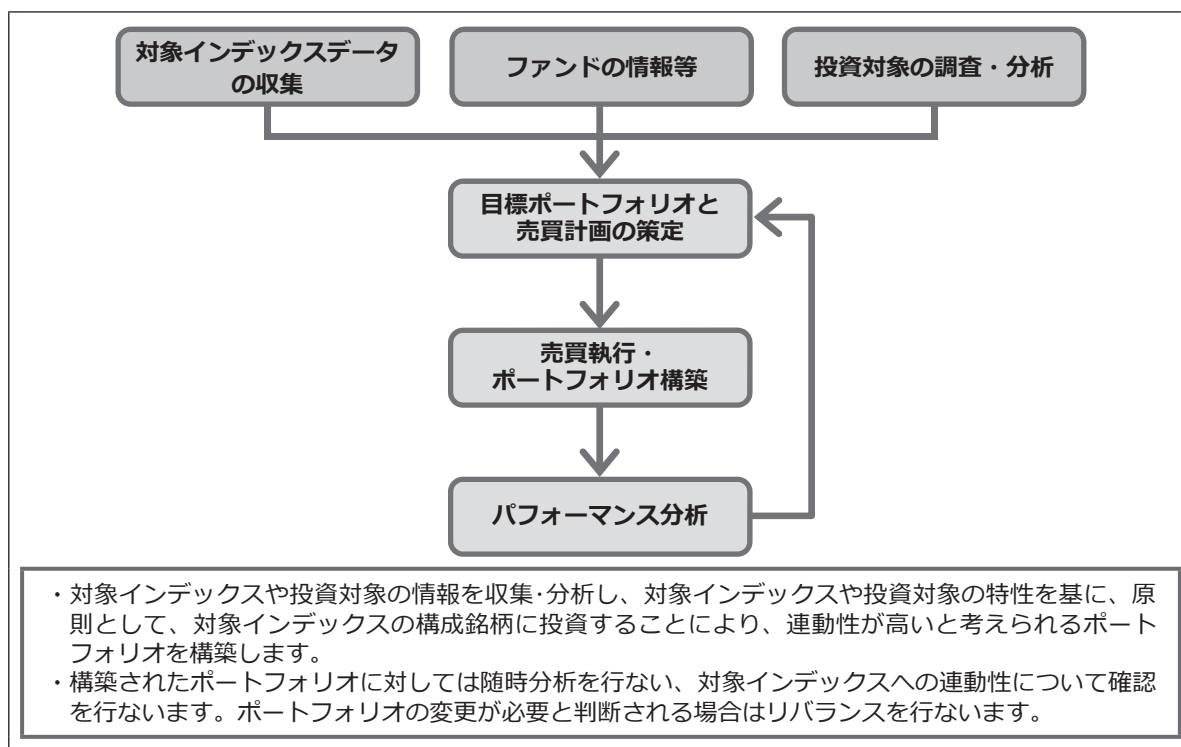
- 外国の株式を実質的な主要投資対象とし、S&P 500<sup>®</sup>（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

・ S&P 500<sup>®</sup>とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。S&P 500<sup>®</sup>（配当込み、円換算ベース）は、S&P 500<sup>®</sup>（配当込み）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。



# ファンドの目的・特色

## ■投資プロセス■



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

## ■指数の著作権等について■

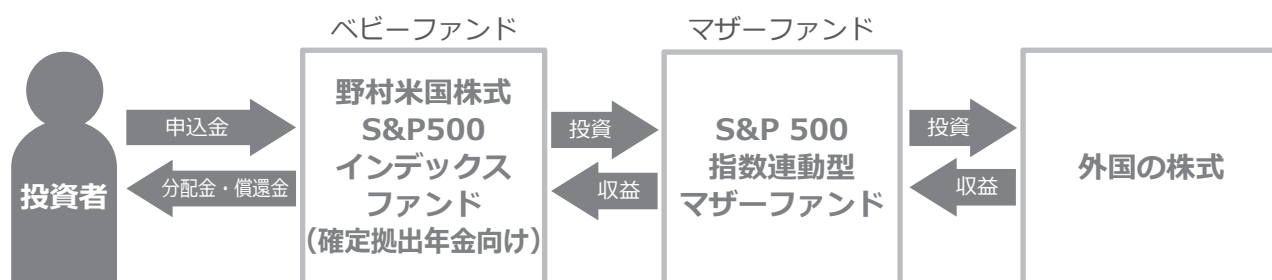
S&P 500®はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®, S&P 500®, US 500, The 500, iBoxx®, iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、野村アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500®のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

- S&P 500®（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外的利用も含め実質的に活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。



# ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## 主な投資制限

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合には制限を設けません。    |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。  |

## 分配の方針

原則、毎年6月3日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|         |                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。                  |
| 為替変動リスク | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# 投資リスク

---

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ※ 流動性リスク管理について

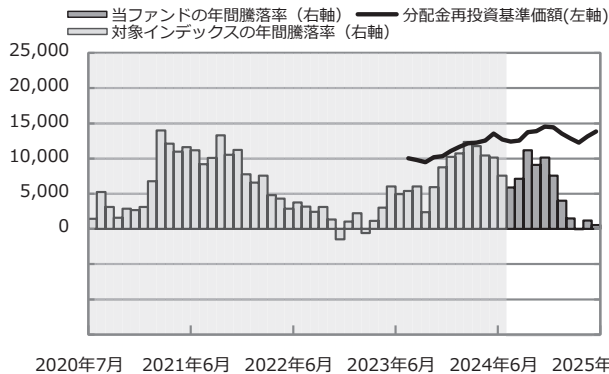
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



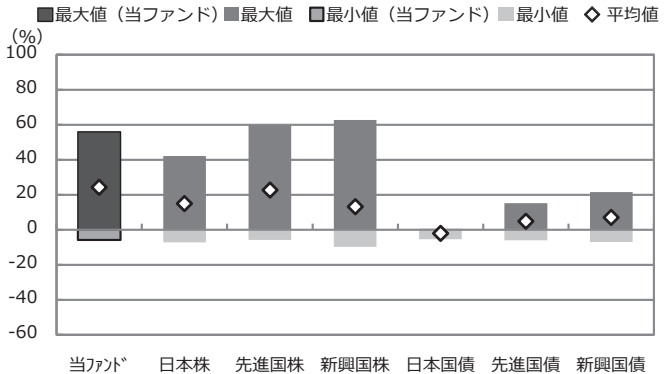
# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2020年7月末～2025年6月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 55.9  | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 5.8 | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 7.0 |
| 平均値 (%) | 24.4  | 15.0  | 22.7  | 13.2  | △ 2.1 | 4.9   | 7.1   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
\* 年間騰落率は、2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2024年7月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

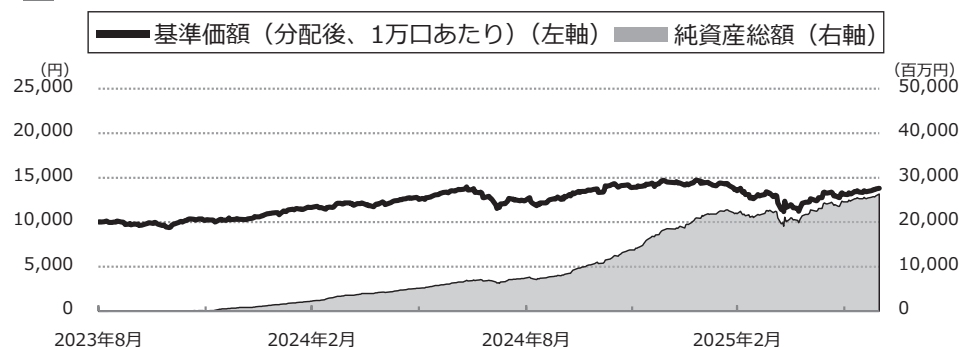
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# 運用実績 (2025年6月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

|         |      |
|---------|------|
| 2025年6月 | 5 円  |
| 2024年6月 | 5 円  |
| --      | --   |
| --      | --   |
| --      | --   |
| 設定来累計   | 10 円 |

## 主要な資産の状況

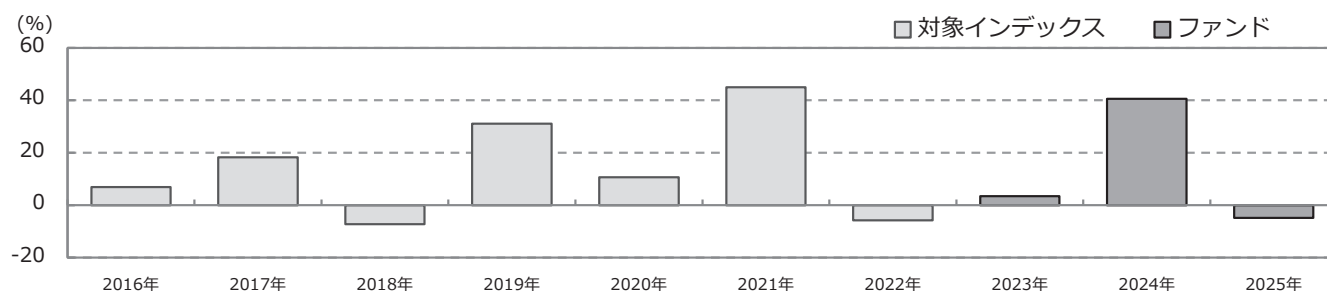
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄                          | 業種                   | 投資比率 (%) |
|----|-----------------------------|----------------------|----------|
| 1  | NVIDIA CORP                 | 半導体・半導体製造装置          | 7.2      |
| 2  | MICROSOFT CORP              | ソフトウェア               | 6.9      |
| 3  | APPLE INC                   | コンピュータ・周辺機器          | 5.6      |
| 4  | AMAZON.COM INC              | 大規模小売り               | 4.0      |
| 5  | META PLATFORMS INC-CLASS A  | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 3.0      |
| 6  | BROADCOM INC                | 半導体・半導体製造装置          | 2.4      |
| 7  | ALPHABET INC-CL A           | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 1.9      |
| 8  | TESLA INC                   | 自動車                  | 1.7      |
| 9  | BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B | 金融サービス               | 1.7      |
| 10 | ALPHABET INC-CL C           | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 1.6      |

実質的な業種別投資比率 (上位)

| 順位 | 業種                   | 投資比率 (%) |
|----|----------------------|----------|
| 1  | 半導体・半導体製造装置          | 12.5     |
| 2  | ソフトウェア               | 11.2     |
| 3  | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 6.5      |
| 4  | コンピュータ・周辺機器          | 6.0      |
| 5  | 金融サービス               | 4.2      |

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年から2022年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2023年は設定日（2023年8月30日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



#



# 

## 

### 

#### 

##### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

###### 

######



## 手続・手数料等

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金                                           |
|------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

- \* 上記は2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- \* 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

### （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

|      | 総経費率（①＋②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------|-----------|------------|-----------|
| ファンド | 0.13      | 0.11       | 0.02      |

（2024年6月4日～2025年6月3日）

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- \* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



## 追加的記載事項

---

- ファンドの名称について

「野村米国株式S&P500インデックスファンド（確定拠出年金向け）」を「野村米国株式S&P500インデックスファンド（DC）」という場合があります。

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

